

令和5年3月第2回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和5年3月16日(木)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繫 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 川村 勝彦
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1.	議案第 6号	本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第 2.	議案第 7号	本山町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第 3.	議案第 8号	本山町情報公開条例の一部を改正する条例
日程第 4.	議案第 9号	本山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 5. 議案第 10 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6. 議案第 11 号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7. 議案第 12 号 本山町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8. 議案第 13 号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9. 議案第 14 号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 10. 議案第 15 号 本山町立本山社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 11. 議案第 16 号 本山町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 12. 議案第 17 号 本山町保健センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 13. 議案第 18 号 本山町居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 14. 議案第 19 号 本山町権利擁護センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 15. 議案第 20 号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 16. 議案第 21 号 本山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 17. 議案第 22 号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 18. 議案第 23 号 本山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 19. 議案第 24 号 本山町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の廃止について
- 日程第 20. 議案第 25 号 本山町在宅介護支援センター設置条例の廃止について
- 日程第 21. 議案第 26 号 本山町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 22. 議案第 27 号 本山町福祉入浴サービスセンター使用料条例の廃止について
- 日程第 23. 議案第 28 号 令和 4 年度本山町一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 24. 議案第 29 号 令和 4 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 25. 議案第 30 号 令和 4 年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26. 議案第 31 号 令和 4 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 27. 議案第 32 号 令和 4 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正

予算（第1号）

- 日程第28. 議案第33号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第29. 議案第34号 令和5年度本山町一般会計予算
- 日程第30. 議案第35号 令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算
- 日程第31. 議案第36号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第32. 議案第37号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第33. 議案第38号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第34. 議案第39号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第35. 議案第40号 令和5年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第36. 議案第41号 令和5年度本山町病院事業会計予算
- 日程第37. 議案第42号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（北山西集会所）
- 日程第38. 発議第1号 本山町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第39. 発議第2号 議員派遣の件（案）
- 日程第40. 発議第3号 会計年度任用職員制度の見直し並びに地方財政措置の拡充を求める意見書（案）
- 日程第41. 発議第4号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書（案）
- 日程第42. 発議第5号 畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書（案）
- 日程第43. 発議第6号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書（案）
- 日程第44. 発議第7号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書（案）
- 日程第45. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第46. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件
- 追加日程第1. 議案第6号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての訂正の件
- 追加日程第2. 議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例の訂正の件
- 追加日程第3. 議案第43号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4. 議案第44号 工事請負契約の変更について

開会 9:00

○議長（岩本誠生君）おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定

足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

#### 日程追加の件

○議長（岩本誠生君）令和5年3月3日、町長から提出されました議案第6号 本山町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について並びに議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例を訂正したいとの申出があります。

議案訂正に関する規定は、本山町議会会議規則第20条に、上程後の議案訂正は議会の許可を要すると定められております。

ここで、お諮りします。議案第6号 本山町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についての訂正の件を日程に追加し追加日程第1、議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例の訂正の件を日程に追加し追加日程第2として、直ちに審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 本山町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についての訂正の件を日程に追加し追加日程第1、議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例の訂正の件を日程に追加し追加日程第2として、直ちに審議いたしたいと思います。

~~~~~

追加日程第1．議案第6号 本山町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についての訂正の件

追加日程第2．議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例の訂正の件

○議長（岩本誠生君）追加日程第1、議案第6号 本山町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についての訂正の件、追加日程第2、議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例の訂正の件を一括議題といたします。

町長に、議案第6号 本山町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についての訂正の件並びに議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例の訂正の件の訂正理由の説明を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号 本山町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についての訂正の件並びに議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例の訂正の件は、町長発言のとおり訂正を許可したいと

思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての訂正の件並びに議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例の訂正の件は、町長発言のとおり許可することに決定をいたしました。

これより通常の議事日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第6号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第2 議案第7号 本山町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長(岩本誠生君) 日程第1、議案第6号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、日程第2、議案第7号 本山町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、以上2議案を一括議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

先ほど訂正をした条例については、差し替えを準備をしているようでありますので、ここで暫時休憩して、議案を配付いたします。

休憩 9:06

再開 9:08

○議長(岩本誠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明をお願いします。

○総務課長(田岡学君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより議案第6号、議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番(吉川裕三君) お伺いします。

まず、議案第7号につきまして第6条、委員はすぐれた識見を有する者、本町におきまして、このすぐれた識見というのはどの程度のものを想定しているのか、その点をお伺いします。

○議長(岩本誠生君) 総務課長、田岡学君。

○総務課長(田岡学君) 吉川議員のご質問にお答えいたします。

現行、個人情報保護審査会という審査会がありまして委員の選任をしております。この構成につきましては、議会からの代表、そして町内の婦人団体、行政相談員、そして司法

書士の方で構成をしております。引き続き、こういう構成で委員を選定して進めていきたいというふうに現行のところは考えております。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それが優れた識見かどうか。例えば民間企業におきまして社外の独立役員の場合は、例えば知見を有する者だから依頼したとか、例えばここでも識見を有する者だったら、ああ、そういう人なんだなと分かります。すぐれたがついていて、特に社会的に認められた見識のあるというふうなことになるかと思いますが、その点はそごが生じないかどうか、再度確認したいと思います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員のご質問にお答えいたします。

現在の構成しておる委員の皆様も、それぞれの団体で活躍されておるすぐれた認識を持った方だというふうに考えておりますので、そういう観点から進めていきたいと考えております。

○9番（吉川裕三君）はい、了解しました。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）おはようございます。

個人情報保護いいんですけれども、災害時の避難者等の名簿みたいなことは、どんなになるんですかね。なかなか災害時に避難するときに、どういう人を避難させたらいいのかというのが名簿等ないと非常にまた混乱が起きるんじゃないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）答弁を求めます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）大石議員のご質問にお答えいたします。

万一の際の避難所への避難についてのことです。避難された方がどういった方であるかということについては、当然記録をして、所在、連絡先等を確認する必要があると思います。それは、そのときに備えまして、取扱いにつきましては、その用が終わりましたら廃棄処分をして、他に情報が漏れないような手続を進めていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）消防団とか各地域の人とかが、災害時に要避難者とかがやっぱり災害時に事前に分かっていると避難とかがスムーズにできるんじゃないかと思われませんが、再度お伺いします。

○議長（岩本誠生君）今の質問内容は、要救護者、要避難者の名簿をその団体に渡したりすることに対する個人情報になると思うんです。避難者の名簿があるわけです。社協が持っているらしいけれども、それを自主防災組織とか区長とかいろいろな方に渡すのはどこまでかというようなこと含めて、個人情報の取扱いの質問だと思います。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）大石議員のご質問にお答えをいたします。

基本的に災害時避難者に対する台帳を今順次整備をしているところでございます。ある一定の同意をいただいた方については、現在、2地区等においては区長さんに名簿をお渡しするとか、地域のコミュニティセンターにちゃんと保管をして管理をいたしております。以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第6号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての討論を行います。

発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第6号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第6号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第6号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第7号 本山町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての討論を行います。

発言を許します。討論の申出ありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第7号 本山町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第7号 本山町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第7号 本山町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3．議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第3、議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例に賛成の諸君の起立を求めます。全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第8号 本山町情報公開条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第4．議案第9号 本山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第4、議案第9号 本山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第9号 本山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第9号 本山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を



改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第9号 本山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5．議案第10号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君） 日程第5、議案第10号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を許します。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第10号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第10号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第10号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~

日程第6．議案第11号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君） 日程第6、議案第11号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）長期間の研修、講習、訓練とありますけれども、その長期間というのは何日以上というか、どれぐらいの期間を指しているのでしょうか、説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）該当する事案が出てきましたら検討しますけれども、通常1週間以上というのが長期の研修に当たるといふふうには考えております。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）ある程度こういう規定で長期間とは何日以上とかということをしなると、運用上、今担当課長として1週間以上と言われましたけれども、やはり規定をはっきりしていないと、この限定旅費等の支給の基準があやふやなままに払われていくということの懸念がされるんですけれども、この長期間というのを規定するといえますか、訂正を私はしたほうがいいんじゃないかなと、規定したほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、担当課長としてどういうふうに思われますか、ちょっと答弁求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）限定旅費の算出に当たりましては、現在、普通旅費規程、日当、交通機関等の定めによりましてしますけれども、必要な事項は、議員おっしゃいました内容につきましては、規則を整理をして定めていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）すみません、基礎的なことをお聞きするんですけれども、公用車の数というのは限られていますよね。公用車の利用ができない場合、どうしても出ていかなければいかんという場合、自分の車を利用するケースが出てくると思うんですけれども、そういった場合、この議案には関係ないんですけれども、自分の車を使って公民館や現場へ出ていくときの対応についてなんかは、きちっと定められておるのでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）公用で使用する場合は、キロ40円の定めを車賃として支給することにはしております。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第11号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第11号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第11号 本山町の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第7. 議案第12号 本山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第7、議案第12号 本山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第12号 本山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第12号 本山町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第12号 本山町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第8. 議案第13号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第8、議案第13号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を許します。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第13号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第13号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第13号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第9 議案第14号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第9、議案第14号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を許します。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第14号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第14号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第14号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第10、議案第15号 本山町立本山社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君） 日程第10、議案第15号 本山町立本山社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

4番、松繫美和さん。

○4番（松繫美和君） デイサービスセンター、先ほど賛成いたしましたけれども、少し何年か期間を要した後でこうたことをすることは、担当課長の説明からおおびの言葉もありましたが、やはりなぜそれが、言わばぬかっっておったと思うんですが、ぬかっっておったのか、そのときに整理ができなかったのか、その少し検証をきちんと、もうしたと思いますが、そのことの説明もいただければと思います。やはり別件でも、この事務処理がきちんとできてないことによって、後年にいろいろ影響を起こすこともございますので、ここはきっちりとした総括なり、そうした結果についてのご説明をお願いしたいと思いません。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

本条例の関係も含めまして、町で直営でやっております民間等に事業が移るといようなときに、手数料なんかも含めまして、条例をその時点で廃止すべきところがございますけれども、これはもう失念というんですか、ぬかっていまして、今回もう事業を行っていないのに、それから別の設置条例があるのに、ここに条例が残っておるということで、この条例整理をさせていただいたものでございます。

今後、非常にこういった事業が廃止とか移行とかいろいろ変化する場合には、十分気をつけて条例の整理をしていきたいというふうに思っております。申し訳ございません。

○議長（岩本誠生君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君） 今の町長のお話なんですけれども、制定が遅れたというふうな形のお話もありましたが、実際に徴収しなければいけなかった部分についてもあったというふうに先ほどのお話の中ではあったように思っておりますけれども、実際に民間の施設から徴収しなければ、更新料の関係で徴収しなければいけなかった金額というのは、どの程度あったんでしょうか。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）お答えをいたします。

通所系の介護予防サービス事業者の指定の申請の件を追加で提案させていただきましたが、この件につきましては、指定の申請の際には1件につき1万1,000円、更新の際には9,000円を今回提案をさせていただいております。更新については、6年サイクルで更新をすることになっておりますけれども、その指定の申請手数料につきましては、29年4月に国・県指定から町指定になった時点でこれを設けてなかったということもあり、町内の対象となる事業者の指定手数料の徴収ができておりません、この1万1,000円の2件分が徴収できてないというようなことになっております。今回、更新につきましては、この9,000円について確実に更新時期には徴収をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）少し今の介護保険法115条の2、第1の規定に基づく指定の関係ですね。これ事業所の指定を町長にして行って、町長が許可して、そしてその手数料というようなことなんでしょうか。その確認です、1点。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）29年4月当時に、従来県の指定でありました先ほど申し上げましたような事業者が、町指定になっております。その時点以降、幾つかの事業所が町指定、県から権限移譲といいますか、例えば保健センターで今現在あります居宅介護支援事業所等々についても、県指定から町指定に移行されております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）そうしたら、事業所は町長に対して指定ということで届けて、それを本山町長が指定の許可を出した、それを貼って事業所はそれぞれ居宅のサービスを提供しよったというのが今までの流れだったんですね、平成29年から。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）そのようなことになるかと思えます。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）分かりました。許可制なので、きちんと届出はして、それを審査して許可したと。ただ、それに関わる手数料が徴収されてなかったということで確認できました。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第15号 本山町立本山社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第15号 本山町立本山社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第15号 本山町立本山社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第11. 案第16号 本山町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例

○議長(岩本誠生君) 日程第11、議案第16号 本山町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長(川村勝彦君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を許します。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第16号 本山町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第16号 本山町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第16号 本山町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第12. 案第17号 本山町保健センター設置条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第12、議案第17号 本山町保健センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）すみません、ちょっと確認ですけれども、3条の9項の狂犬病予防と犬の登録に関しては、保健センターで今後やると思っていたんですけれども、これはどこが担当になるのでしょうか、ちょっと確認です。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁をお願いします。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）従前どおり、健康福祉課のほうで実施をいたします。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）従前どおりであれば、もともとこれも抜けていたわけですかね、保健センターの業務として。これも定例がなくて、健康福祉課でやっていたということなのか、ちょっと確認、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）従前から健康福祉課のほうで実施をしております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですかね、3番。いいですか、3番。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）今の質問というか内容についての確認なんです。従来、保健センターで先ほどの狂犬病予防、犬の登録に関する業務をやっておったんですが、保健福祉課、一部4月3日から新しい庁舎に移りますよね。健診事業、生活習慣病対策、感染等の予防に関すること、この2点は残して、あとの業務は全て新しい庁舎に持っていくという確認なんです、以上でよろしいでしょうか。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）上地議員のご質問のとおりでございます。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第17号 本山町保健センター設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第17号 本山町保健センター設置条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決



することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります、全会一致。

したがって、議案第17号 本山町保健センター設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第13. 議案第18号 本山町居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例

日程第14. 議案第19号 本山町権利擁護センター設置条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第13、議案第18号 本山町居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第19号 本山町権利擁護センター設置条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括上程いたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）確認でございます。本山町居宅介護支援事業所、この認可は高知県知事のほうへ出して許可をもらう事業でしょうか、それとも本山町長の許可で事業ができる事業でしょうか。その確認です、1点。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）これにつきましても手数料徴収条例のほうに、これにつきましては既に制定をさせていただいております。本山町のほうで指定をするということになっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより議案第18号 本山町居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第18号 本山町居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第18号 本山町居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第19号 本山町権利擁護センター設置条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第19号 本山町権利擁護センター設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第19号 本山町権利擁護センター設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります、全会一致。

したがって、議案第19号 本山町権利擁護センター設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第15. 議案第20号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長(岩本誠生君) 日程第15、議案第20号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

教育長、大西千之君。

○教育長(大西千之君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大石教政君。

○8番(大石教政君) 家庭的保育事業所ですか、利用状況とか、今後の動向みたいなのが分かればお伺いします。

○議長(岩本誠生君) 教育長、大西千之君。

○教育長(大西千之君) すみません、先ほど述べたらよかったです、認可が必要な事業所のことでございまして少人数で行う家庭的保育事業、本山町ではございません。

○議長(岩本誠生君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第20号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第20号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第20号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第16. 議案第21号 本山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第16、議案第21号 本山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ちょっと単純な質問なんですけれども、この新旧対照表の中の第6条の3の中に自動車を運行する場合の所在の確認というのがあるんですけれども、この放課後児童健全育成事業者は利用者の事業以外での活動というのはどういうことか、ちょっと。利用者の事業所外での活動の取組のための移動というふうに書いているんですけれども、これというのは。活動というのは、ごめんなさい、すみません。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）利用者の事業外での活動のところでございますが、現在想定されますのは送迎についてのことでございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか、7番。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）ほかに質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第21号 本山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 2 1 号 本山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。起立全員であります、全会一致。

したがって、議案第 2 1 号 本山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 1 7. 議案第 2 2 号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第 1 7、議案第 2 2 号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第 2 2 号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 2 2 号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります、全会一致。

したがって、議案第 2 2 号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 1 8. 議案第 2 3 号 本山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第 1 8、議案第 2 3 号 本山町指定居宅介護支援等の事業の人

員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第23号 本山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第23号 本山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第23号 本山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第19．議案第24号 本山町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の廃止について

日程第20．議案第25号 本山町在宅介護支援センター設置条例の廃止について

日程第21．議案第26号 本山町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第22．議案第27号 本山町福祉入浴サービスセンター使用料条例の廃止について

○議長（岩本誠生君）日程第19、議案第24号 本山町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の廃止について、日程第20、議案第25号 本山町在宅介護支援センター設置条例の廃止について、日程第21、議案第26号 本山町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について、日程第22、議案第27号 本山町福祉入浴サービスセンター使用料条例の廃止について、以上4議案を一括議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） それでは、議案第27号の補足説明は。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 以上で補足説明を終わります。

これより議案第24号 本山町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の廃止についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第24号 本山町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の廃止についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第24号 本山町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の廃止について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第24号 本山町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第25号 本山町在宅介護支援センター設置条例の廃止について、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第25号 本山町在宅介護支援センター設置条例の廃止についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第25号 本山町在宅介護支援センター設置条例の廃止については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第25号 本山町在宅介護支援センター設置条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第26号 本山町デイサービスセンターの設置及び運営に関する条例の廃止についての質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） 現在、入浴施設というのは使えるのか。

○議長（岩本誠生君） デイサービス、本山町デイサービスセンター、入浴ではないが、構いませんか。

では、質疑ほかにありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

討論を申出はありませんか。

(「なし」の声あり) 討論の申出はなしと認めます。

議案第26号 本山町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第26号 本山町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第26号 本山町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第27号 本山町福祉入浴サービスセンター使用料条例の廃止についての質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大石教政君。

○8番(大石教政君) 現在、風呂は使える状態なのか。使えるようであれば、災害時とかに利用とかできるのではないかと思います。それと、これ風呂やめた場合、ここをどういうふうな利用等を考えておるのか、お伺いします。

○議長(岩本誠生君) 直接、条例とは関係ないですが。

住民生活課長、答弁を求めます。

○住民生活課長(大石博史君) お答えします。

現在、社会福祉会館は本山町の指定避難所にもなっております。その場合、避難した場合等は、この入浴施設は現在も利用しております。災害時の利用というのは、現在利用しております。

今後の利用計画ですか。これにつきましては、ちょっと今のところはその他の利用については考えておりません。災害時の利用とかということになると思います。

以上です。

○議長(岩本誠生君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑ないようですので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第27号 本山町福祉入浴サービスセンター使用料条例の廃止についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第27号 本山町福祉入浴サービスセンター使用料条例の廃止については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第27号 本山町福祉入浴サービスセンター使用料条例の廃止については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

ここで15分間休憩します。

休憩 10:52

再開 11:07

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第23. 議案第28号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第11号）

○議長（岩本誠生君）日程第23、議案第28号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を許します。

まず、歳入、3款利子割交付金について質疑はありませんか。

4款配当割交付金について質疑はありませんか。

5款株式等譲渡所得割交付金について質疑はありませんか。

6款法人事業税交付金について質疑はありませんか。

7款地方消費税交付金について質疑はありませんか。

8款自動車税環境性能割交付金について質疑はありませんか。

10款地方交付税について質疑はありませんか。

12款分担金及び負担金について質疑はありませんか。

14款国庫支出金について質疑はありませんか。

15款県支出金について質疑はありませんか。

16款財産収入について質疑はありませんか。

18款繰入金について質疑はありませんか。

20款諸収入について質疑はありませんか。

21款町債について質疑はありませんか。

それでは、歳出に移ります。

歳出、1款議会費について質疑はありませんか。

2款総務費について質疑はありませんか。

- 3 款民生費について質疑はありませんか。
- 4 款衛生費について質疑はありませんか。
- 5 款農林水産業費について質疑はありませんか。
- 6 款商工費について質疑はありませんか。
- 7 款土木費について質疑はありませんか。
- 8 款消防費について質疑はありませんか。
- 9 款教育費について質疑はありませんか。
- 10 款災害復旧費について質疑はありませんか。
- 11 款公債費について質疑はありませんか。
- 12 款予備費について質疑はありませんか。

全部質疑はないようでありますので、次、繰越明許費の補正について質疑はありませんか。第2表の5ページについてですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

第3条の地方債の補正、6ページですが、質疑はありませんか、地方債。

(「なし」の声あり) ないようですね。質疑を終わります。

これより総括質疑を許します。総括質疑はありませんか。

3番、永野栄一君。

○3番(永野栄一君) 地籍調査についてちょっとお伺いをいたします。

26ページのところに一応地籍調査事業費は減額になっているんですが、まず、どういふことなのか、減額になっている理由ですね。で、いろんなところを聞いてみますと、調査が行われてなくて、早くやっていただきたいというところがあるわけですが、年度ごとでいくと2地区ぐらいしかできない、今回は瓜生野のほうなのかな、ほかのところでも、もう年齢がいつて調査に立ち会えなくなるというような話を聞きます。予算の関係で順番にしかできないとは思いますが、やはり確実に実施していかないとそういうことがどんどんどんどん遅れてくるということになるんですが、減額になるというのがちょっと私は解せないです。みんな早くやってくれと地元では言っているわけですから、こういう減額にならないような執行をせないかんとするんですが、その辺の調査する目的が達成できないという理由について説明を求めたいと思います。

○議長(岩本誠生君) 執行部答弁、建設課長、前田幸二君。

○建設課長(前田幸二君) 国土調査についてでございます。精算で補助金の決定額が減額になっております。補助金は下がっておりますけれども、今年度予定していた事業量は十分実施をしております。各地域から要望を上げていただいております、第7次の10か年計画というのに基づいて実施を進めております。今度は七戸地区を、全く手がついてなかった地区になりますので七戸地区をやるということで、また10か年計画を組んでおりまして予定どおりに、予定どおりといいますか、計画を上げた順に実施をしていくという考えで進んでおります。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）計画どおりに進んでいるというのは今説明を受けましたけれども、せっかく予算があるんであれば、もっと予定外というか、今年度例えばここをやるとしたとしても、まだ予算上余裕があるんであれば新しいところをやっていくべきじゃないかと思うんですが。そうしないと、予定どおりとずっとやっていると、多分あと10年ぐらいかかるんですね、手を挙げているところ、再調査も含めて。そうじゃなくて、本来ならもう既に終わっておくべき地籍調査なので、どんどん前へ進めるべきじゃないかと思いますが、その辺の地籍調査事業の方針というのを、とにかく早くするということを目標にしないといけないと思うんですが、町長、この地籍調査について対応もっと早くするべきだと思うんですけれども、町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

計画を策定して進めておるという答弁をさせていただきましたけれども、特に山間部になりますと所有者の高齢化とか、相続した後なかなか境がはっきりしなくなるというような心配もありますので、この国土調査を進捗を上げていくということは重要だというふうに思っております。なお、補助事業でございますので、補助の内示等によりまして事業量が増えるということもありますけれども、進捗を上げていくということについては、議員ご指摘のとおりだというふうに感じております。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）進捗状況を上げていく、委託料というか、調査の日数とか何かでマイナスになったか知りませんが、そういった調査変更をもう一度余分に余るんであれば、調査事項の変更とか何かは可能じゃないんですかね。その計画どおりで、なおかつこういう予算が余れば戻すというのではなくて、余るんであれば追加の事業に上げればいいんじゃないかと思うんですが、その辺のテクニックというか、そういうことはできないんですか。

○議長（岩本誠生君） 建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）若干入残もありますけれども、2年目にやる分を早めにやったりとかして予算のほうは消化をしております。あと、なかなか調査地区を、例えば500万ぐらいあったとしても調査地区を非常に割り振りをするのが非常に難しいと。例えば予算で1平方キロメートルできる予算で、それ以上ができる予算がついていたとしても、小字単位とか大字単位で切っていくと難しいので、なかなか途中から地区の一部を割り出すというか調査して、またはめるというのはなかなか難しいものですから、やっぱり計画の地域を1年にこれぐらいの範囲をやって予算をこれぐらいいただきたいというふうに言って、その事業費の割り振り、県内での割り振りもありますけれども、それで今までも予算が余って、予算が余ってというのはおかしいですが、補助金を予定外にいただいた

ときには2年度工程をやるとか、もしくは変更時期に予算をいただけるようだったら追加してやるとかというの、過去にもやったことがあります。そういうふうな工夫も一応しながら予定をしている範囲内の事業で進んでいって、十分予算があればいろんな工夫をしながら今も進めているというところではあります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

8番、大石教政君。総括質疑ですからね。

○8番（大石教政君）4年度もいろんな事業も残って繰越し等も追加が出てきておるんですが、やっぱり4年度に消化できる部分はできるだけ消化して、点検等して、やっぱり5年度には5年度で消化できる分は消化し、次の年、積み残さぬ、やっぱり円滑な行政運営に努めるべきではないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）もうご指摘のとおりでございます、今後新年度も始まりますけれども、予算執行については十分留意していきたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生君）ほかに総括質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第28号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第11号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第28号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第28号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第24．議案第29号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩本誠生君）日程第24、議案第29号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を許します。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

総括事項についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第29号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第29号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第29号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第25. 議案第30号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(岩本誠生君) 日程第25、議案第30号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

補足説明を許します。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長(前田幸二君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

総括的な事項について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第30号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第30号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第30号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第26. 議案第31号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(岩本誠生君) 日程第26、議案第31号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長(川村勝彦君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

これより総括質疑を行います。

総括的な事項について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。質疑を終結します。

次は、討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第31号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第31号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立であります、全会一致。

したがって、議案第31号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第27. 議案第32号 令和4年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（岩本誠生君）日程第27、議案第32号 令和4年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補足説明を許します。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないので、質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括的な事項について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第32号 令和4年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第32号 令和4年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第32号 令和4年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第28. 議案第33号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第5号）

○議長（岩本誠生君）日程第28、議案第33号 令和4年度本山町病院事業会計補正予

算（第5号）を議題といたします。

補足説明を許します。

病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

収益的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

支出に移ります。支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に、第3条資本的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、支出に移ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括的な事項について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第33号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第5号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第33号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第33号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これで、1時まで昼食のため休憩とします。

休憩 12：01

再開 13：00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第29．議案第34号 令和5年度本山町一般会計予算～

日程第36．議案第41号 令和5年度本山町病院事業会計予算

○議長（岩本誠生君）日程第29、議案第34号 令和5年度本山町一般会計予算、日程第30、議案第35号 令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算、日程第31、議案第36号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計予算、日程第32、議案第37号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計予算、日程第33、議案第38号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計予算、日程第34、議案第39号 令和5年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算、日程第35、議案第40号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算、日程第36、議案第41号 令和5年度本山町病院事業会計予算、以上8議案を一括議題といたします。

これらの8議案につきましては、本定例会の初日の3月3日に提案され、特別委員会に付託し審査をお願いしたところでありますが、審査が終わった旨の報告が議長のところに来ております。委員長より一括して報告を求めます。

令和5年度予算審査特別委員長、3番、永野栄一君。

○予算審査特別委員長（永野栄一君）（別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生君）特別委員長の報告を終わります。

これより8議案を順次進めてまいります。特別委員会で審査しておりますので、質疑を省き、1件ずつ討論、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議ないようでありますので、1件ずつ進めてまいります。

議案第34号 令和5年度本山町一般会計予算の討論を行います。発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

議案第34号 令和5年度本山町一般会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第34号 令和5年度本山町一般会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第34号 令和5年度本山町一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第35号 令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の討論を行います。発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第35号 令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第35号 令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第35号 令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第36号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計予算の討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第36号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第36号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第36号 令和5年度本山町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第37号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第37号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第37号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第37号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第38号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。発言を許します。討論ありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第38号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第38号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第38号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第39号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の討論を行います。発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第 39 号 令和 5 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 39 号 令和 5 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 39 号 令和 5 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 40 号 令和 5 年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の討論を行います。発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第 40 号 令和 5 年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 40 号 令和 5 年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 40 号 令和 5 年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 41 号 令和 5 年度本山町病院事業会計予算の討論を行います。発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第 41 号 令和 5 年度本山町病院事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 41 号 令和 5 年度本山町病院事業会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第 41 号 令和 5 年度本山町病院事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第 37. 議案第 42 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について (北山西集会所)

○議長 (岩本誠生君) 続いて、日程第 37、議案第 42 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について (北山西集会所) を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第42号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（北山西集会所）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第42号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（北山西集会所）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第42号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（北山西集会所）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

追加議案がありますので、ここで議会運営委員会の開催を委員長に要請いたしますので、委員長よろしくお願ひします。

暫時休憩します。

休憩 13：14

再開 13：28

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程追加の件

○議長（岩本誠生君）お諮りします。ただいま、町長から議案第43号、議案第44号が追加提出されました。

この際、上程し、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、本山町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第3、議案第44号 工事請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定をいたしました。

資料配付をしているようでありますので、引き続き会議を進めます。

それでは、事務局に追加議案名を朗読させます。

事務局長、泉祐司君。

○議会事務局長（泉祐司君）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生君）朗読を終わります。

提出者の説明を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

~~~~~

### 追加日程第3．議案第43号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）追加日程第3、議案第43号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたしまして、補足説明を許します。

病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第43号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第43号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第43号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

追加日程第4．議案第44号 工事請負契約の変更について

○議長（岩本誠生君）追加日程第4、議案第44号 工事請負契約の変更についてを議題

といたします。

補足説明を許します。建設課長、前田幸二君。

資料の配付のため、暫時休憩します。

休憩 13:36

再開 13:37

○議長（岩本誠生君）資料配付終わりましたので、補足説明をお願いします。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）少し教えてください。

この工事をやったということで、仮に5年後、10年後の検査でよろしいのか。また、再度何年かたったら検査をしなければならぬのか。そういうふうな調査について若干お教えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）これは、道路メンテナンス事業という事業でありまして、町道ですね、町が管理している道路に架かる橋につきましては、5年に一度毎回毎回点検をして、橋の健全度1から5まであるんですが、5になると即刻改修をなささい、4になると通行止めをしなければならぬと、3になったときには補修をかけて安全度を高めていくと、そういう事業であります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）行川の堰堤工事で大型車等大変通行量が増えると思いますが、橋等の影響等はどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）行川の堰堤工事というお話が出ましたけれども、これ東大橋への影響がどのようになるかということですね。

東大橋については、重量制限がたしか14トンになっておりますので、生コンを積んでしまうと通れないということで、今、磯谷本山線、県道のほうを通るようになっておりますので、重量にかなった分が通っているから大丈夫かというところとあれですけど、5年に1回の点検を順次していくのと、何か不具合を発見したら対応していくと、そういうことであります。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第44号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第44号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります、全会一致。

したがって、議案第44号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第38. 発議第1号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例について

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第38、発議第1号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に発議第1号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案並びに提案理由の説明を求めます。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、6番、上地信男君の提案並びに提案理由の説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより発議第1号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第1号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります、全会一致。

したがって、発議第1号 本山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第 39. 発議第 2 号 議員派遣の件 (案)

○議長 (岩本誠生君) 日程第 39、発議第 2 号 議員派遣の件 (案) についてを議題といたします。

提案者に発議第 2 号 議員派遣の件 (案) の提案並びに提案理由の説明を求めます。

提案者、本山町議会、上地信男君となっておりますので、6 番、上地信男君。

○6 番 (上地信男君) (別紙のとおり議案提案理由説明)

○議長 (岩本誠生君) 以上で、6 番、上地信男君の提案並びに提案理由の説明を終わります。

賛成者において補足説明があればこれを許しますが、別にありませんか。

賛成者、川村太志君、ありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑ないということで、質疑を終結します。

討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

これより発議第 2 号 議員派遣の件 (案) の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第 2 号 議員派遣の件 (案) については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、発議第 2 号 議員派遣の件 (案) は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第 40. 発議第 3 号 会計年度任用職員制度の見直し並びに地方財政措置の拡充を求める意見書 (案)

○議長 (岩本誠生君) 日程第 40、発議第 3 号 会計年度任用職員制度の見直し並びに地方財政措置の拡充を求める意見書 (案) を議題といたします。

提案者に発議第 3 号 会計年度任用職員制度の見直し並びに地方財政措置の拡充を求める意見書 (案) の提案並びに提案理由の説明を求めます。

6 番、上地信男君。

○6 番 (上地信男君) (別紙のとおり議案提案理由説明)

○議長 (岩本誠生君) 以上で、6 番、上地信男君の提案並びに提案理由の説明を終わります。

す。

賛成者において補足説明があればこれを許しますが、ありませんか。

(「なし」の声あり) ないようであります。

それでは、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番(吉川裕三君) お伺いいたします。

会計年度任用職員の継続的任用と言いますが、会計職員は1年ごとに新たに会計年度任用職員として採用されることによって継続的に業務ができるものであって、これを継続的任用にすると、民間の契約社員並みに、例えば1年ごとの契約であれば、5年を過ぎたときに無期転換ルールになる、もしくは3年契約の場合は3年が2回続く場合に無期転換ルールになるというふうになりますが、その点をどう考えるか。

また、これ会計年度任用職員とうたっておりますので、公務員に準ずる官公庁の職員についてであります。それと民間企業に勤める一般の契約社員の方々の格差、本町の意見書としてこれを出すに当たって、民間の方々の整合性についてはどのようにお考えか。

その点、2点お伺いいたします。

○議長(岩本誠生君) 暫時休憩します。

休憩 14:02

再開 14:02

○議長(岩本誠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案者の答弁を求めます。

○6番(上地信男君) 十分な答弁になりかねるかと思うんですが、一応期間的なもの、1年で採用期間を切っております。それを継続的なものにしてほしいという内容については、若干こういうふうな世の中でございます、先行きが不透明でございます。許された行為の中である程度の雇用の延長、認められる範囲での雇用形態、期間を定めていただきたい、それが主な内容でございます。

それと、あと1点。

○議長(岩本誠生君) 一般雇用との関係。公務員じゃない一般。

○6番(上地信男君) 当然、職務の勤務体系及び形態については、総務省のほうでいろいろな調査含めて、各自治体の内容含め、また民間との動向を見、ある程度の調整をし、今後制度の施行の中である程度工夫し改正し、それを自治体へ周知して行っていくような内容になっているかと思えます。

以上です。

○議長(岩本誠生君) 9番、それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)



ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

お諮りします。発議第3号 会計年度任用職員制度の見直し並びに地方財政措置の拡充を求める意見書(案)は、原案のとおり提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 会計年度任用職員制度の見直し並びに地方財政措置の拡充を求める意見書(案)は、原案のとおり提出することと決定をいたしました。なお、提出先については、議長に一任願います。

~~~~~

日程第41. 発議第4号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書(案)

○議長(岩本誠生君) 日程第41、発議第4号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書(案)を議題といたします。

提案者に発議第4号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書(案)の提案並びに提案理由の説明を求めます。

4番、松繫美和さん。

○4番(松繫美和君) (別紙のとおり議案提案理由説明)

○議長(岩本誠生君) 以上で、4番、松繫美和さんの提案並びに提案理由の説明を終わります。

賛成者において補足説明があればこれを許します。

(「なし」の声あり) 別にないですか。

それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番(吉川裕三君) 提案の1番、学校上空の飛行禁止ということがございますが、基地がある限り、飛行禁止をすることは不可能じゃないんですか。ですから、これは1996年の日米合意に基づいて普天間基地の閉鎖、返還に変えたほうがよろしいではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(岩本誠生君) 4番、松繫美和さん。

○4番(松繫美和君) お答えいたします。

まず、基地がある限り、学校、保育所の上空を移行するのは無理ではないかという質疑に対しては、若干説明もしましたが、普天間基地があるけれども学校の上は飛ばないとい

うような日米両政府の合意が既になされております。ですので、それを避けて飛行することは可能ということでもあります。

そして、二つ目の普天間基地の即時返還の問題、これもそういう問題ではありますが、今回要請があっているのは、普天間基地がまだ存在する中でこの子どもたちが危険にさらされている、その状況をせめてこの日米が合意をしている上空を飛ばないという、その取決めは守ってほしい、そういう願いでありますので、これは外交防衛問題というよりは子どもたちが安全に過ごせる環境をつくってあげたい、そういう立場からの要請です。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）この問題において飛行禁止というのはどの協定で示されているのか、ちょっと伺います。私ちょっと調べたところ、騒音規制のところでは病院だとか学校の上空については、できるだけ飛行しないという規制だったような気がしますけれども、この飛行禁止は多分全面禁止だということを示していると思いますので、その根拠というか、協定されたやつをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）4番、松繫美和さん。

○4番（松繫美和君）こういう協定があるということを私が確かに承知をしているわけではございませんが、こちらの要請を陳情された団体からのお話であれば、先ほど永野議員も言いましたが、いわゆる努力規定かもしれません。病院であるとか学校の上は飛ばない。もう一度読み上げますけれども、日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける、場周経路の設定で合意しています。しかし、実際には場周経路を外れた飛行は常態化しています。これについて沖縄防衛局は、気象条件などのために米軍機が場周経路外を飛ぶこともあると説明しています。しかし、保育園や小学校への送迎時には、毎日といっていいほどCH53Eやオスプレイが上空を飛ぶ姿を目撃しますということですので、確かなそういういろんな地位協定もあつたりいろいろありますけれども、その中でもこの普天間周辺においてはそういう申合せができていたということで、きちんとした条例ではない、何か契約ではないということも想像はされますけれども、趣旨はそういうことでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでしたら、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）できるだけ、これは世界一危険な飛行場、いわゆる住宅街にあつて、これほど危険なところはないというところは理解しております。

しかしながら、日本周辺の例えば中国、それからロシア等、覇権国家的な国が日本の周

辺にあって、特に東シナ海については中国の尖閣列島の領海侵犯、あるいは日本の屋久島だとか石垣の海峡を領海侵犯しながら潜水艦や艦船が通っている。あるいは航空機においては、今やロシアより中国機の領空侵犯、近づいてきたとかエマージェンシーが発令されるのが最高になっているというような状況があります。

この普天間にあります米軍の海兵隊ということでもありますので、そういったことにも対処するというような機能を持っていて、普天間の飛行場については、空中機の固定翼、それから通常のヘリコプター、そしてオスプレイのような飛行機があります。それはいろいろ、固定器については直線的に滑走路を走りますが、ヘリコプターとか何かは先ほど言った周回かな、ぐるっと回る。個々に飛ぶ場合は、特にそういった先ほどの学校だとか病院だとか上空を飛ばなくてもいいと思いますけれども、作戦行動の訓練においては、同時に離発着が隣接している場合は、そのままぱっと行きますので、どうしてもかぶってしまう。そうすると、この飛行機については、自重しているエリアにも当然入ってくる場合があると思います。ここでそれを言ったら、飛行訓練の禁止をすると、やはり日本の場合は単独で守れない、日米安保保障条約がありますので、やはり一緒に守っていかないと中国のような軍事大国には対応できない、そのような場合があります。

したがって、この意見書については飛行禁止という言葉がありますので、反対とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） それでは、次に、賛成の討論。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君） 私は、ただいま議題となっております普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書（案）には賛成の討論とさせていただきますが、この普天間基地は、人口の密集地にある世界一危険な基地であることは誰もが認めるところであります。しかしながら、この意見書は基地そのものの撤去を求めたものではありません。基地があるがゆえの現実に立ち、地域の住民、特に子どもたちの安全・安心な教育環境を守るという保護者の素朴で切実な願いであります。国の責任において最低限保障すべき課題であり、決して違法、不当な要求ではないです。むしろ権利であると考えます。

私は、沖縄や基地問題を考えるとき、例えば高知県嶺北地域がこんな立場になったらどうだろうかと、私は自分に置き換えて我が事として考えることが大事であると思います。

その立場から、この意見書にある一つ目として、学校、保育所上空の飛行停止、落下物や騒音から子どもたちを守ること、二つ目として、国において普天間第二小学校内の土壌調査で毒性が高く心配される有機フッ素化合物の調査など、三つ目としまして、普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障すること、これらのことは本当に切実であります。

沖縄はさきの大戦で地上戦によって県民の4人に1人が戦死しました。そして、現在においても子どもたちの暮らしが脅かされています。沖縄の地理的宿命と片づけることは余

りにも無責任であり、私は保護者の願いに寄り添って、賛成と討論いたします。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに討論の申出ありませんか。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）私は、今回の提案に対して余りにも一部分のことに限られている、普天間ということで限られていますので、反対の意見を述べたいと思います。

私の父は私がもう小学校の頃から、原潜とかそういったものが入港してきたとき、佐世保や横須賀のほうへ行って戦争の反対、入港の反対というものを訴えてきました。今現在、日本の状態を見てみますと、米軍基地は普天間だけにあるわけではありません。もう近隣で言えば、岩国、そして横須賀、三沢、日本中に米軍の基地はあります。今般も横須賀の辺りで普天間と同じような現象が起こっております。

今回こういうふうな形で意見書を上げるのであれば、日本全体の米軍基地の周辺をきっちりと調査して、住民の方の安全を守るというのであれば私は賛同したいと思うんですが、普天間基地辺りだけというふうな限定をするのであれば、私は今回反対したいと思います。

○議長（岩本誠生君）ほかに討論の申出はありませんか。

1番、澤田康雄さん。

○1番（澤田康雄君）賛成の立場で言わせていただきます。

提出者が言われたように人ごとではなく、反対者の意見がありましたが、普天間だけの問題じゃないという意見がありましたが、世界で一番危ないというか、そういう賛成者の意見の方も認めていることであります。また、嶺北地方にも低空飛行が頻繁に起こり、本当に安全に対して本当に危惧をされております。

それでまた、この問題は、私、イデオロギーの問題じゃなくて、人としてやっぱりこの水の問題、水の安全、水はもう生活に欠かせないもので、もういつも水は利用します。こういう危険、安全面から見ても、そういうことはやはり国民として、沖縄県民だけじゃなくて国民としてやっぱり考えていくものだと思います。

そういう意味もありますが、この案件に対して賛成の意見として討論します。

○議長（岩本誠生君）ほかに討論の申出ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、討論を終わります。

なお、私、最初表題を空・水・土と音読みをしてしまいましたけれども、柔らかく空・水・土ということのようでもありますので、あえて訂正をさせていただきます。

それでは、これまだ議決前ですが、下の3番の丸のところに空・土・水となっていますが、これ上と整合性を持たせるために空・水・土という形で読み替えて、もし出す場合はしたいと思いますが、異議ありませんかね、構いませんかね。提案者に申し上げておきます。

それでは、討論がありましたので、これよりこの表決については、起立で表決を取りたいと思います。

発議第4号 普天間基地周辺子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書(案)について、賛成の諸君の起立を求めます。

賛成4名。

賛成少数でありますので、この意見書については提出をいたしません、そのように決定をいたします、提出しないことに決定いたします。

~~~~~

日程第42. 発議第5号 畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書(案)

○議長(岩本誠生君) 日程第42、発議第5号 畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書(案)を議題といたします。

提案者に、発議第5号 畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書(案)の提案並びに提案理由の説明を求めます。

8番、大石教政君。

○8番(大石教政君) (別紙のとおり議案提案理由説明)

○議長(岩本誠生君) 以上で、8番、大石教政君の提案並びに提案理由の説明を終わります。

賛成者において補足説明があればこれを許しますが、ありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、これより質疑に移ります。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

お諮りします。発議第5号 畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書(案)は、原案のとおり提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書(案)は、原案のとおり提出することに決定をいたしました。提出先については、議長に一任願います。

~~~~~

日程第43. 発議第6号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書(案)

○議長(岩本誠生君) 日程第43、発議第6号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書(案)を議題といたします。

提案者に、発議第6号 「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書(案)の提案並びに提案理由の説明を求めます。

1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、1 番、澤田康雄君の提案並びに提案理由の説明を終わります。

賛成者において補足説明があればこれを許しますが、ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

お諮りします。発議第6号「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書（案）は、原案のとおり提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、発議第6号「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書（案）は、原案のとおり提出すると決定をいたしました。なお、提出先については、議長に一任願います。

~~~~~

日程第44. 発議第7号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書  
（案）

○議長（岩本誠生君）日程第44、発議第7号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書（案）を議題といたします。

提案者に、発議第7号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書（案）の提案並びに提案理由の説明を求めます。

2 番、川村太志君。

○2 番（川村太志君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、2 番、川村太志君の提案並びに提案理由の説明を終わります。

賛成者において補足説明があればこれを許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、白石伸一君。

○5 番（白石伸一君）今、私ずっとこの生活費というものについていろいろ考えてみおったんですけども、私は生活保護を受ける方よりも実際に国民年金とかそういったものだけで生活される方、例えばきちっと天引き、ぎりぎりのラインで年金をもらわれて、そして健康保険とか介護保険とかいろんな形で社会保障をもらわれている方、そういった方の

ほうが非常に苦しい立場に追い込まれておるんじゃないかというふうに今私自身は考えております。昨年は住民税の非課税の方に対しては5万円という形の支援金が出ましたが、やはりぎりぎりのラインで住民税を払われておる方なんかに対しては、本当に補助とかそういういったものがなかった。私が育った中では、例えば一生懸命働いて老後に備えないかんよというふうな形で教えられました。でも、やっぱりそれに反して、いやもう毎日パチンコ行って、住宅も市営住宅で、働いておるのか働いてないんだろうかという人も僕見えました。

そういう中で本当に生活保護を受けている方に対する支援だけが必要なのかどうかということ、やっぱりいろいろ思うんですが、反対意見になるかも分らんですけれども、全体的のことを考えていただけるような内容なんでしょうか。

○議長（岩本誠生君）この議案に対する質疑ということですから。

答弁もできれば、全体のことで、これ賛成者でもいいですよ。

賛成者、上地信男君。

○6番（上地信男君）十分なお答えになるか分かりませんが。

ただ、先ほど白石さんのほうから非常に生活保護を受給されていない方も苦慮しておるんだと、生活に。ただ、本来生活保護というのは、憲法の下で保障されております。困窮する国民ということの救済の最後の措置なので、当然生活に困窮している方はこういう制度的なもので助成を受けるわけでございます。

この趣旨的なものは、結局物価高騰するに当たってきちんとしたレベルでアップされていない部分について少し見直していただきたいということが主な願いでございますので、そういう方も、もし生活保護を申請して法的に認められるのであれば、こういう制度が受けられるというようなことで解していただきたいと思っております。よろしくお祈いします。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありますか。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）ちょっと確認ですが、まず表題のところに物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げ、基準の引上げということは、基準額だったら多分分かるんですけども、基準の引上げということは、生活保護の対象者を狭くすることなのかということをもまずお聞きしたいのと、それから、厚労省、昨年12月23日にちょっと公表されてる、この生活保護の基準が示されているわけですがけれども、ちょっと見てみますと、ちょっと長くなりますけれども、厚生労働省が23日、というのは昨年12月23日ですけれども、生活保護費のうち食費や光熱費などを充てる生活扶助の新たな基準額を公表したと。40代夫婦と子ども2人の世帯は見直し前に比べて、地方で11.1%増の15万7,000円、都市部で1.5%増の18万1,000円となる。これを2023年、今年10月から適用するというので、あとずらずらと来ていますけれども、それで、ここの文中にもあります5年に一度ということですが、この中で保護を受けていない低所得世帯、先ほどちょっと同僚議員もこういったことを言っていると思うんですが、との均衡を図

り決めていると。同省の試算では、75歳高齢者夫婦の世帯など低所得世帯の生活費を上回っていたと、その試算が上回っているが、物価高騰や新型コロナウイルスの影響を踏まえ、24年度末まで特例的に引下げを見送り、現行の基準額を維持する。25年度以降の基準額は社会情勢を踏まえて判断するということを発表しています。

この物価高騰にも対応するということを発表しているわけですがけれども、それでもこの意見書を、これを踏まえてのことなのか、この情報が入ってないときの意見書なのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）今の永野議員のほうから、令和5年度厚労省から示された内容について新しい情報であったかと思うんですが、私のほうで十分確認を取っておりません。もし仮にそういうふうなことになるれば、当然これ意見書の存在というのがどのように取り扱われるのか分かりませんが、ただ、現在その確約は十分取れてないのかもしれないので、あえてこの意見書をもう一度皆様にご賛同いただいて提出するということの趣旨をご理解をいただけないかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）もう一件、ごめんなさい、ちょっと忘れていましたけれども、最後の2行、よって、生活保護基準を2012年度の水準に戻しと言うんだけれども、消費税が8%から10%になったのは去年ですかね、もっと前かね、12年より後ですよ、たしか。ということは、戻すということは、その2%分も少なくなるということだと解釈できるんですけども、これは基準の引上げじゃなくて基準額の引上げという面で見たら、ちょっとおかしいような気もするんですが、そこら辺の説明を。

それと、最初、この基準の引き上げというのは、基準額のことかというのをちょっと。基準を引き上げるのか、それも含めて、先ほど答弁なかったけれども。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）あくまでも基準といたら、それぞれの地域で年令、家族構成、そして周辺の居住環境等によつての最低の生活費の基準というのはそれぞれございます、年齢によつて。恐らくその基準ということをもつての引上げと解釈しております。

1人当たり、仮にですよ、これは十分な金額ではないです。仮に1か月に住宅も借りて生活する、そして食費も入れ、それでそれが仮に10万と算定したら、その生活の基準、そういうふうな基準額というのが定められておるかと思ひます。その額の引上げと解しております。この10万というのは、あくまでも想定金額なので、それは申し添えておきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 14:53



再開 14:55

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁を求めます。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）申し訳ございませんでした。

出された元の原案が分かりました。それによりますと、物価高騰に見合う生活保護基準の大幅な引上げを必要とするというような趣旨で出てきております。生活費、額という解釈でお願いをいたしたいと思います。額のお金のほうですね、よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですかね、3番。

前に1回物価スライドなんかで下げたものを基準にして上げているから上りは少ないと、こういう考え方だと思うんですよ、前の下げたときのやつはね。だから、もっと上げなければ追いついてないんじゃないかという話だと思います。年金も同じような感じになって、上がった分が上がってないということを何か年金受給者は言うておりましたので、同じような傾向だと思います。

3番、よろしいですかね、今ので。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）憲法25条ということで、日本国民に対して最低限の保障をしなければならないということで生活保護がございます。しかし、一方で現実では、来日外国人に年間1,200億円というお金が生活保護費として支出されているという問題もございます。例えば大阪市では、ある国から入国審査、在留許可が下りた直後に生活保護申請を、それも一人、二人じゃなく集団でして、全国で一番大阪市が生活保護の受給率が高いんですが、そういうふうな事態もありますが、その点については、この意見書との整合性はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）大阪市を引用してのお話もございました。当然生活保護費は生活保護法の第1条には、先ほど申し上げました生活に困窮しておる国民という表現でございしますが、生活保護費の支給を外国人の方が受給されるというのも現実で、恐らくこれも該当するんじゃないかと思えます。ただ、それについては難民法であったり、あるいはそれに類似する法の下で制度的に支払われているものと解釈しておりますし、あと一点、国同士での条約などによって、そういう条約の下で支払いされている、支給しておる例もあるんじゃないかと。ただ、それが何件であって、このぐらいの額だというのは十分承知しておりますが、そういう事例もあるかと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）中国とはそういうふうな条約が結ばれておりませんし、確かに日本人が中国に行ってそういうふうなことがあったら、中国が見てくれます。各国と国との間の相互主義であれば問題ございませんが、相互主義でない場合、また、これは日本国民とうたっておりまして、現在、在日外国人に生活保護を出しているのは、当時昭和29年の現在の厚労省の局長通知がそのまま現在に生きている状態で、憲法で保障しているのは、あくまでも日本国民であって、例外的な処置がずっと続いていて、現在推定で約年間1,200億円というのが在日外国人の生活保護費に消えていっているというのが実態であります。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

お諮りします。発議第7号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書（案）は、原案のとおり提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

異議ある場合には、起立による表決を行う必要がありますので、この発議第7号については起立によって表決を求めます。

（「議長、ここで異議があるというなら、反対討論と賛成討論をして、それで表決するものだと思いますけれども、いかがでしょうか」の声あり）

討論はなかったですよ。

（「異議あるというのは」の声あり）

いやいや、そうじゃなくて、採決に異議があるかないかということだよ。

討論は求めません、討論なかったものですから、そのまま。

だから、これを提出することに異議があるかないかといったら、異議があるというから、表決は起立によって行いますと、こういうふうにしたわけですね。

それでは、発議第7号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書（案）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、発議第7号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書（案）は、原案のとおり提出することに決定をいたしました。なお、提出先については、議長に一任願います。

~~~~~

日程第45．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第45、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題と

いたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありません。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第46. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長(岩本誠生君) 日程第46、総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第73条第1項の規定に基づく、所管事務調査に係る通知書が提出されています。また、各常任委員長及び各特別委員長から、本山町議会会議規則第75条の規定により、所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長及び各特別委員長から申出のとおり、本件について閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び各特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長(岩本誠生君) お諮りします。本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

閉会前に、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 議会3月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず最初に、提案しました予算及び条例議案の一部におきまして訂正をさせていただきました。お取り計らいをいただきました議長はじめ議員の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、改めましてお詫を申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今回、本会議に提出しました条例議案22件、令和5年度一般会計当初予算など予算議案14件、その他の議案1件、そして追加議案2件につきまして、適切な議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、一般質問でご指摘等をいただきましたことにつきましては、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。また、貴重なご提言等もいただきました。すぐに取り組めることにつきましては、取り組んでまいりたいと考えております。今後ともご指導とご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、議長も話されておりましたが、この議場での定例会は今回が最後となりました。私も議会事務局長として、また課長としても、この場で議員の皆様と議論をしてみたいました。非常に感慨深いものを感じております。

また、泉議会事務局長との定例会も今日が最後になります。いろいろな面でご配慮いただきました。誠にありがとうございました。また、庁議メンバーでも川村健康福祉課長が退職を予定しております。大変お疲れさまでした。

いよいよ3月25日には新庁舎の竣工式、そして4月3日からは業務を開始いたします。議会一般質問でもありましたが、新庁舎を建設することが目的ではなく、いかに町民の皆様のために活用するのかが重要となってまいります。

また、現在は電気料や食料品などの日用用品、肥料や飼料、エネルギーなどの物価高騰により、町民の皆様の生活や産業等に大きな影響が出ております。そうしたことに思いを寄せまして、新年度に向けまして町職員一丸となって行政運営に当たってまいりたいと思っております。

春本番が目前となってまいりました。議員の皆様におかれましては、ご自愛の上、ますますご活躍されますようご祈念を申し上げまして、言葉は足りませんが、閉会の挨拶とさせていただきます。長時間にわたりまして熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生君） 町長より閉会に当たってのご挨拶をいただきました。

議長としても簡単にご挨拶を申し上げたいと存じます。

皆さん方の格別のご協力によりまして非常にスムーズに議事が進行いたしまして、議事日程から1日繰り上げての閉会となりました。厚く御礼を申し上げます。

先ほどお話がありましたように、27年間のこの議場での定例会、本日が最後ということで、この歴史を、この議場での歴史を閉じるわけであります。非常に感慨深いものがあった、この会期中の出来事であります。

そしてまた、町長から話がありましたように、もう長年私どもにご支援、いろいろご指

導いただきました事務局長が定年も過ぎて再任用の終了ということで退職をされる、それから、川村健康福祉課長の退職ということで、後ほどまたご挨拶をいただけるものだと思いますが、大変お世話になったこと、議長としても、また議員一同になり代わって御礼を申し上げたいと思います。

別れが来ると、なかなか4月は大変な、出会いもありますけれども、私いつも、散る桜、残る桜も散る桜という言葉を送別会的时候によく使うんですけれども、まさにこの会場含めてこれでお別れということになります。

本当に心機一転、4月からは新しい議場で、また新しい本山町のまちづくりのために共に力を合わせて頑張ってもらいたいというふうに思います。本当にこれまでのご協力ありがとうございました。

閉会に当たっての議長のご挨拶といたします。ありがとうございます。

それでは、これで本日の議会を閉じます。

なお、令和5年第2回本山町議会定例会を、これをもって閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和5年3月16日

午後 3時09分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員